

二 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改正案	現行
<p>（リース取引に関する注記） 第十五条の三 財務諸表等規則第八条の六（第四項を除く。）の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と読み替えるものとする。</p> <p>（資産除去債務に関する注記） 第十五条の二十三 財務諸表等規則第八条の二十八第一項の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「当該事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と読み替えるものとする。</p> <p>（流動資産に係る引当金の表示） 第二十四条 財務諸表等規則第二十条（第三項を除く。）の規定は、流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。</p> <p>（減価償却累計額の表示） 第二十七条 財務諸表等規則第二十五条及び第二十六条第一項の規定は、建物、構築物その他の有形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。</p>	<p>（リース取引に関する注記） 第十五条の三 財務諸表等規則第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と読み替えるものとする。</p> <p>（資産除去債務に関する注記） 第十五条の二十三 財務諸表等規則第八条の二十八の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「当該事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と読み替えるものとする。</p> <p>（流動資産に係る引当金の表示） 第二十四条 財務諸表等規則第二十条の規定は、流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。</p> <p>（減価償却累計額の表示） 第二十七条 財務諸表等規則第二十五条及び第二十六条の規定は、建物、構築物その他の有形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。</p>

(減損損失累計額の表示)

第二十七条の二 財務諸表等規則第二十六条の二(第五項を除く。)の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

第三十一条 財務諸表等規則第三十四条の規定において準用する同令第二十条(第三項を除く。)の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

(事業用土地の再評価に関する注記)

第三十四条の二 財務諸表等規則第四十二条(第三項を除く。)の規定は、土地再評価法の規定による事業用土地の再評価に関する注記について準用する。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第四十条 財務諸表等規則第五十四条の四(第四項を除く。)の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

(企業結合に係る特定勘定の注記)

第四十一条 財務諸表等規則第五十六条第一項の規定は、企業結合に係る特定勘定について準用する。

(工事損失引当金繰入額の注記)

第五十二条の二 財務諸表等規則第七十六条の二第一項の規定は、工事損失引当金の繰入れについて準用する。

(減損損失に関する注記)

第六十三条の二 財務諸表等規則第九十五条の三の二第一項の規定は、

(減損損失累計額の表示)

第二十七条の二 財務諸表等規則第二十六条の二の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

第三十一条 財務諸表等規則第三十四条の規定において準用する同令第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

(事業用土地の再評価に関する注記)

第三十四条の二 財務諸表等規則第四十二条の二の規定は、土地再評価法の規定による事業用土地の再評価に関する注記について準用する。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第四十条 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

(企業結合に係る特定勘定の注記)

第四十一条 財務諸表等規則第五十六条の規定は、企業結合に係る特定勘定について準用する。

(工事損失引当金繰入額の注記)

第五十二条の二 財務諸表等規則第七十六条の二の規定は、工事損失引当金の繰入れについて準用する。

(減損損失に関する注記)

第六十三条の二 財務諸表等規則第九十五条の三の二の規定は、減損損

減損損失を認識した資産又は資産グループ（同条に規定する資産グループをいう。）について準用する。

（企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記）

第六十三条の三 財務諸表等規則第九十五条の三の三第一項の規定は、企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記について準用する。

（潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記）

第六十五条の三 財務諸表等規則第九十五条の五の三（第四項を除く。）の規定は、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額について準用する。この場合において、同条第二項第二号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

失を認識した資産又は資産グループ（同条に規定する資産グループをいう。）について準用する。

（企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記）

第六十三条の三 財務諸表等規則第九十五条の三の三の規定は、企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記について準用する。

（潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記）

第六十五条の三 財務諸表等規則第九十五条の五の三の規定は、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額について準用する。この場合において、同条第二項第二号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

11 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改正案	現 行
<p>様式第十一号 【資産除去債務明細表】 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. (略)</li><li>2. 本明細表に記載すべき事項が第15条の23において読み替えて準用する財務諸表等規則第8条の28第1項に規定する注記事項として記載されている場合には、その旨を記載することにより本明細表の記載を省略することができる。</li></ol>	<p>様式第十一号 【資産除去債務明細表】 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. (略)</li><li>2. 本明細表に記載すべき事項が第15条の23に規定する注記事項として記載されている場合には、その旨を記載することにより本明細表の記載を省略することができる。</li></ol>